

製造業以外の収入額の記入について

「13 エ 製造業以外の収入額」について、以下の事業に該当がある場合は、金額（年間）を記入してください。

その他収入分類表

番号	その他収入の種類名	例示
750000	電気供給サービス（電気事業者向け、その他事業者向け、一般消費者向け）	<p>電気事業者向けに販売する電気、 一般の需要に応じて事業所向けに販売する業務用の電気、 一般の需要に応じて主として家庭向けに販売する家庭用の電気</p> <p>※実際に電気を供給している実態のあるサービスをいい、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かを問いません。太陽光発電等の再生可能エネルギーも含まれます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地帯間販売電力料、他社販売電力料 ○特定卸供給事業（アグリゲーター） ○電気小売事業： <ul style="list-style-type: none"> 電力料（特別高圧電力、高圧電力、低圧電力、農事用電力、臨時電力）、 電灯料（公衆街路灯、定額電灯、臨時電灯、農業用電灯）
780000	冷蔵・冷凍倉庫サービス	<p>冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス</p> <p>【内容例示】</p> <p>× 3PL（サードパーティ・ロジスティクス）サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行っている保管サービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当</p>
810000	製造小売収入	<p>自ら製造した商品とその場所で消費者へ販売したものの収入 ※自らの車などを用いて消費者へ販売する場合を含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 自ら製造した商品をインターネットや電話などを通じて店舗によらず販売した製造品 ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第2面「品目別製造品出荷額」に該当 × 消費者からの注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達するサービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑨飲食サービス事業の収入」に該当
890000	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	<p>事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス（※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。）、 産業機械を保守又は修理するサービス、 工作機械を保守又は修理するサービス、 土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、 医療用機器を保守又は修理するサービス、 商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、 サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、 その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、 電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、 事務用機器を保守又は修理するサービス、 スポーツ・娯楽用品を保守又は修理するサービス、 その他の物品の保守・修理サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鑄造機械、金型、半導体製造用機械 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む）

番号	その他収入の種類名	例示
890000	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス (続き)	<p>○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベーターを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板</p> <p>○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器</p> <p>○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品</p> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置</p> <p>○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機</p> <p>○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機（業務用）、空調設備（業務用）、照明機器（業務用）、音響機材（業務用）、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む。）、半導体の検査機器、農業用機械器具</p> <p>○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）</p> <p>○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3判未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品</p> <p>○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート</p> <p>○娯楽用品、娯楽用テント、楽器</p> <p>○テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材</p> <p>○家庭用電気機械器具</p> <p>○家具、表具、家庭用品、装飾品</p> <p>○履物、時計、貴金属・宝石製品</p> <p>○絵画、工芸品など有形文化財</p> <p>×部品等の販売（工賃が発生しないもの） ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当</p> <p>×衣服の保守・修理サービス ⇒ 【製造業以外の収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p>